

進路だより

第8号

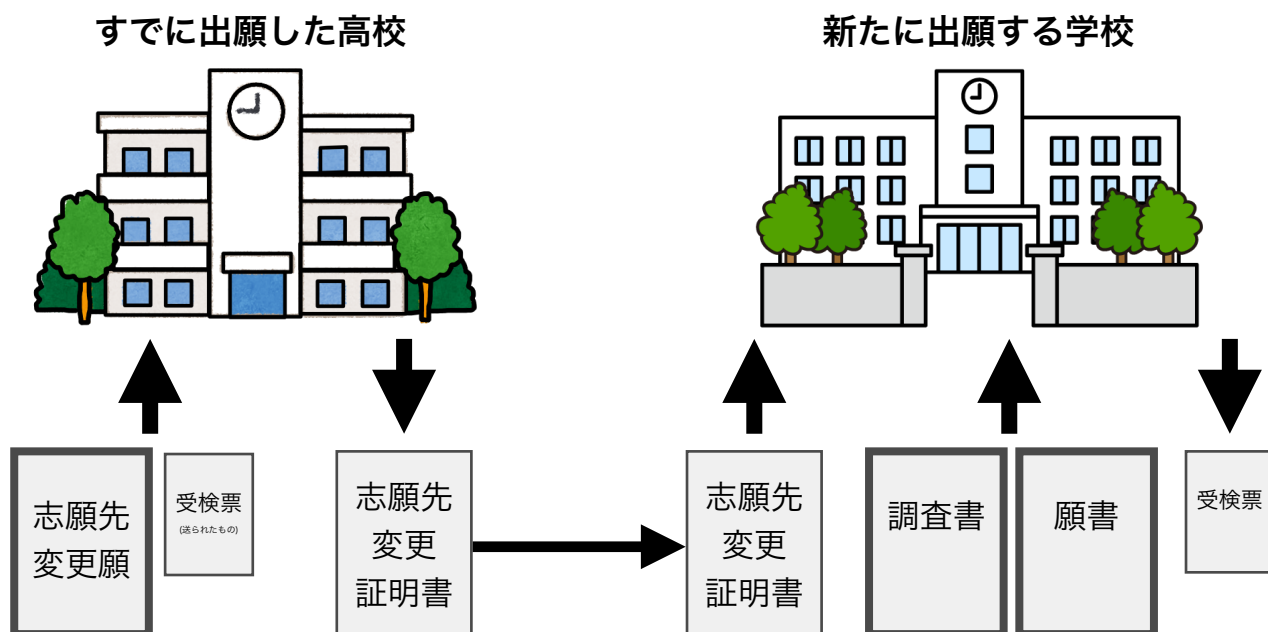
2021年
2月17日発行
進路指導担当 徳網俊夫

県公立高校の志願先変更について

県公立高校の出願が16日（火）12時で締め切れ、16日の14時半からインターネット等で出願終了時の志願者倍率が発表になっています。

出願を済ませたあと、下記の期間中**1回に限り**志願先を変更することができます。手続きをするには必要な書類がいくつかあります。志願先変更を考えている人は担任の先生とよく相談して、必要な書類を調べ、期日に間に合うように手続きをしてください。手続きには「すでに出願した高校」と「新たに出願する高校」の2ヵ所に期間内に行く必要があります。

志願先変更期間 2月18日（木）から2月19日（金）まで
受付時間は、2月18日（木）午前9時～正午および午後1時～午後4時30分、
2月19日（金）午前9時～正午および午後1時～午後4時まで。



すでに出願した高校に出すもの

- ① 「志願先変更願」（中学校から用紙をもらって記入し、保護者の印鑑をもらい、中央中学校の印が必要）
- ② 「受検票」（すでに出願した高校からもらった受検票を返却）

すでに出願した高校から受け取るもの

- ③ 「志願先変更証明書」

新たに出願する高校に出すもの

- ③ 「志願先変更証明書」（すでに出願した高校から受け取ったもの）
- ④ 「調査書」（新しいものを中学校からもらう）
- ⑤ 「入学願書」（願書と受検票を自分でもう一度新たに記入）

志願先変更 Q&A

(埼玉県教育委員会ホームページ「入試についてのQ&A」より)

Q8-1：志願先変更はどのように行うのですか。

志願先変更を希望する方は、出身中学校長を経て「志願先変更願(様式8)」及び受検票を先に志願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書(様式9)」の交付を受けた後、新たに出願手続をとってください。なお、郵送による志願先変更はできません。



Q8-2：志願先変更に必要な書類は何ですか。

(1)先に志願していた高等学校に提出するもの：当該高等学校長が発行した受検票*、志願先変更願(中学校長の証明が必要)

(2)新たに志願する高等学校に提出するもの：入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)、中学校長が作成した調査書及び最初に志願した高等学校から交付された志願先変更証明書

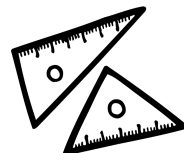
なお、「入学願書」等提出書類の様式は、高校教育指導課のホームページにある「入学者選抜実施要項・選抜要領」からダウンロードの上、ご自分で白いコピー用紙などに印刷して使用することもできます。

*Q6-2:志願先変更の手続きをする際、受検票が届いていない場合は、どうしたらよいですか。

志願先変更の手続きをする際、受検票が手元にないことが想定されます。この場合は、受検票がなくても「志願先変更願」のみで手続きができるようにします。

Q8-3：調査書は入学願書と一緒に出願時に提出することになっていますが、志願先変更の際には、返却してもらえますか。

提出された調査書はお返しできません。志願先変更をする場合は、中学校長から改めて調査書の交付を受けて、変更後の高等学校に入学願書・受検票と併せて提出してください。



Q8-4：志願先変更で、第2志望だけの変更は可能ですか。

可能です。所定の志願先変更の手続きに従ってください。

Q8-5：県立の定時制の高等学校に入学願書を提出しましたが、県立の全日制の高等学校に志願先を変更したいと思います。可能ですか。

全日制の課程への出願資格を満たしていれば、可能です。ただし、定時制の課程から全日制の課程へ志願先変更をする場合は、不足分の入学選考手数料の額(令和3年度入学者選抜では1,250円)の埼玉県収入証紙を入学願書に貼って提出してください。全日制から定時制への志願先変更の場合、新たに収入証紙を貼る必要はありませんが、入学選考手数料の差額分はお返ししません。

Q8-6：すでに一度志願先を変更しました。志願先変更期間内に再度変更したいのですが、できますか。

志願先変更は1回限りです。同じ高等学校の学科間の変更や第2志望の学科だけを変更する場合、志願先変更と同様に志願先変更期間内に1回に限り変更することができます。

Q8-7：県立高校から市立高校へ志願先を変更したいのですが、県の収入証紙はそのまま使えますか。

使えません。県立高等学校から市立高等学校へ志願先変更をする場合は、入学選考手数料は改めて志願先の市立高等学校へ振込による納入をしてください。なお、さいたま市立、及び川越市立の高等学校は、志願先変更時に現金による納入もできます。また、市立高等学校から県立高等学校へ志願先変更をする場合は、改めて入学選考手数料分(令和3年度入学者選抜では全日制2,200円、定時制950円)の埼玉県収入証紙を入学願書に貼って提出してください。なお、一度納入した入学選考手数料はお返しできませんので、ご承知おきください。

Q8-8：志願先変更をしようと思って、志願先変更期間の第1日目に志願先変更証明書の交付を受けました。しかし、考え直し志願先変更をせず元の志願先高等学校に戻りたいと思っています。可能でしょうか。先に志願していた高等学校に志願先変更願を提出し、志願先変更証明書を交付された時点で、志願先変更を取り消すことはできません。予定していた変更先高等学校で手続を行ってください。